## 資料

#### 資料目次

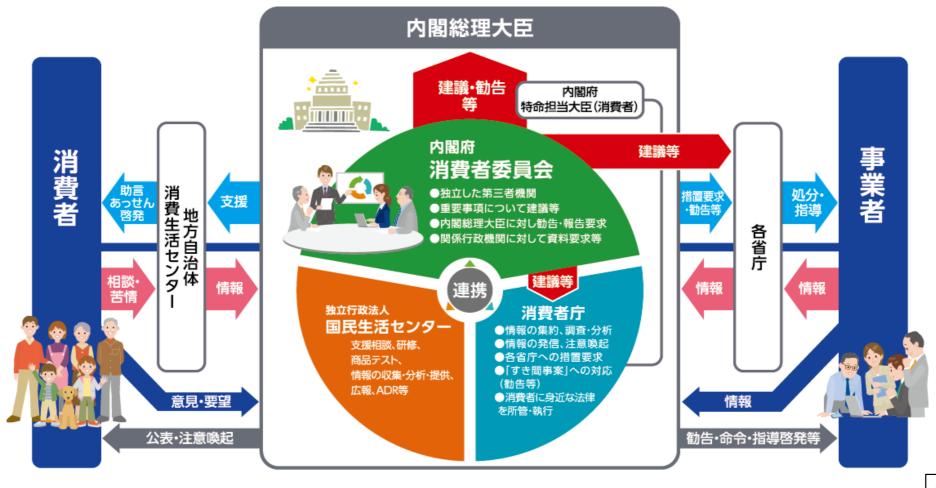
| 第1章 |        |   |   |   |   |                                     |
|-----|--------|---|---|---|---|-------------------------------------|
| 資料  | - 1    | - | 1 | - | 1 | :消費者委員会と消費者行政 ・・・・・・・・・・55          |
| 資料  | 1      | - | 1 | - | 2 | :消費者委員会委員名簿(第2次) ・・・・・・・・・56        |
| 資料  | 1      | - | 1 | - | 3 | :消費者委員会の権限規定について ・・・・・・・・57         |
| 資料  | - 1    | - | 1 | - | 4 | :第2次消費者委員会審議体制・・・・・・・・・・58          |
| 資料  | - 1    | - | 2 | - | 1 | : 第2次消費者委員会開催実績・・・・・・・・・・59         |
| 資料  | - 1    | - | 2 | - | 2 | : 第2次消費者委員会のこれまでの活動・・・・・・・・・63      |
| 資料  | 1      | - | 2 | - | 3 | :委員間打合せ開催実績・・・・・・・・・・・・・・68         |
| 第2章 | :<br>- |   |   |   |   |                                     |
| 資料  | - 2    | - | 1 | - | 1 | :消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング          |
|     |        |   |   |   |   | 対象施策(第 106 回~第 109 回) ・・・・・・・・・・71  |
| 資料  | - 2    | - | 1 | - | 2 | :消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング          |
|     |        |   |   |   |   | 対象施策(第 119 回~第 122 回) ・・・・・・・・・・75  |
| 資料  | - 2    | - | 1 | - | 3 | :消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画          |
|     |        |   |   |   |   | の見直しに向けての意見 ・・・・・・・・・・・・78          |
| 資料  | - 2    | - | 1 | - | 4 | :消費者基本計画の改定素案(平成25年4月)等に対する意見・・85   |
| 資料  | - 2    | - | 1 | - | 5 | :消費者基本計画の変更について ・・・・・・・・・90         |
| 資料  | - 2    | - | 2 | - | 1 | - 1:「健康食品」の表示等の在り方に関する建議・・・・・・・92   |
| 資料  | - 2    | - | 2 | - | 1 | - 2:特定保健用食品について~消費者委員会からの声明~・・・97   |
| 資料  | - 2    | - | 2 | - | 2 | :消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策         |
|     |        |   |   |   |   | についての建議 ・・・・・・・・・・・・・98             |
| 資料  | - 2    | - | 2 | - | 3 | :地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議・・・・・・・101    |
| 資料  | - 2    | - | 2 | - | 4 | : 詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議・・・・・104   |
| 資料  | - 2    | - | 3 | - | 1 | : 医療機関債に関する消費者問題についての提言・・・・・・109    |
| 資料  | - 2    | - | 3 | - | 2 | : 電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言・・・・・112   |
| 資料  | - 2    | - | 3 | - | 3 | :公共料金問題に関する提言・・・・・・・・・・・116         |
| 資料  | - 2    | - | 3 | - | 4 | :関西電力及び九州電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に       |
|     |        |   |   |   |   | 対する消費者委員会の意見について ・・・・・・・・・126       |
| 資料  | - 2    | - | 3 | - | 5 | :東北電力及び四国電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に       |
|     |        |   |   |   |   | 対する消費者委員会の意見について ・・・・・・・・・131       |
| 資料  | - 2    | - | 3 | - | 6 | :北海道電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する         |
|     |        |   |   |   |   | 消費者委員会の意見について ・・・・・・・・・・・137        |
| 資料  | - 2    | - | 3 | - | 7 | - 1:消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見 ・・143 |
| 資料  | - 2    | - | 3 | - | 7 | - 2:消費者教育の推進に関する法律第9条第1項の規定による      |
|     |        |   |   |   |   | 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」について ・・・・147    |

| 資料 2 | - | 3 | - | 8 | :「消費者白書」及び「消費者安全法に基づく国会報告」への意見・・149 |
|------|---|---|---|---|-------------------------------------|
| 資料 2 | - | 3 | - | 9 | : 公益通報者保護制度に関する意見 ・・・・・・・・・154      |
| 資料 2 | - | 3 | - | 1 | 0:インターネットを通じた消費者の財産被害問題に関する         |
|      |   |   |   |   | 消費者委員会としての現時点の考え方 ・・・・・・・・160       |
| 資料 2 | - | 4 | - | 1 | :特定商取引に関する法律施行令の一部改正について ・・・・・169   |
| 資料 2 | - | 4 | - | 2 | : 消費者安全法第6条第1項の規定による「消費者安全の確保に      |
|      |   |   |   |   | 関する基本的な方針」の変更について ・・・・・・・・175       |
| 資料 2 | - | 4 | - | 3 | - 1:家庭用品品質表示法に基づく品質表示規定の改正について      |
|      |   |   |   |   | (平成 25 年 3 月 26 日) ・・・・・・・・・・・177   |
| 資料 2 | - | 4 | - | 3 | - 2 :家庭用品品質表示法に基づく品質表示規定の改正について     |
|      |   |   |   |   | (平成 25 年 8 月 6 日) ・・・・・・・・・・・181    |
| 資料 2 | - | 4 | - | 4 | :特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の            |
|      |   |   |   |   | 一部改正について(答申) ・・・・・・・・・・・184         |
| 資料 2 | - | 4 | - | 5 | : 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の規定に基づく日本住宅   |
|      |   |   |   |   | 性能表示基準の策定に伴う見直し等の改正について(答申)・・・187   |
| 資料 2 | - | 5 | - | 0 | : 消費者委員会の建議・提言等の概要と主な成果 ・・・・・・189   |
| 資料 2 | - | 5 | - | 1 | :「公共料金問題についての建議」に対する実施状況報告について      |
|      |   |   |   |   | 確認したい事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・205         |
| 資料 2 | - | 5 | - | 2 | :「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた      |
|      |   |   |   |   | 支援策についての建議」実施状況報告において説明願いたい事項・212   |
| 資料 2 | - | 5 | - | 3 | : 「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策       |
|      |   |   |   |   | についての建議」実施状況報告において説明願いたい事項 ・・・226   |
| 資料 2 | - | 5 | - | 4 | :「「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」の実施状況報告等     |
|      |   |   |   |   | において説明願いたい事項 ・・・・・・・・・・・232         |
| 資料 2 | - | 5 | - | 5 | :河上委員長発言                            |
|      |   |   |   |   | - 電気通信事業者の販売勧誘方法の改善について - ・・・・・240  |
| 資料 2 | - | 5 | - | 6 | : 「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」実施状況報告     |
|      |   |   |   |   | において説明願いたい事項 ・・・・・・・・・・・241         |
| 資料 2 | - | 6 | - | 1 | :次期消費者委員会への主な引継事項 ・・・・・・・・・244      |
|      |   |   |   |   |                                     |
| 第3章  |   |   |   |   |                                     |
|      |   |   |   |   | :新開発食品調査部会設置・運営規程 ・・・・・・・・・・248     |
|      |   |   |   |   | : 新開発食品調査部会委員名簿 ・・・・・・・・・・・252      |
|      |   |   |   |   | : 新開発食品調査部会議事一覧 ・・・・・・・・・・・255      |
|      |   |   |   |   | : 食品表示部会設置・運営規程 ・・・・・・・・・・・257      |
|      |   |   |   |   | : 食品表示部会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・259       |
|      |   |   |   |   | : 食品表示部会議事一覧 ・・・・・・・・・・・・・260       |
| 資料3  | - | 2 | - | 4 | :次期消費者委員会への要望 ・・・・・・・・・・・261        |

| 資料3 | - | 3   | - | 1 | :  | 消         | 費   | '者             | f安         | ₹ ≦        | 5           | 亨       | PE. | 訓          | 刮          | 查   | 会   | 討   | } [        | 置          | •        | 連   | 営            | !規       | ₹        | 呈                             |    | •   | •  | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 262 |
|-----|---|-----|---|---|----|-----------|-----|----------------|------------|------------|-------------|---------|-----|------------|------------|-----|-----|-----|------------|------------|----------|-----|--------------|----------|----------|-------------------------------|----|-----|----|------------|-----|------------|------------|----|----|-----|----------|-----|----------|----|-----|
| 資料3 | - | 3   | - | 2 | :  | 消         | 費   | 캍              | 接          | ₹          | ΕĒ          | 亨       | P=  | 訓          | 割          | 查   | 会   | :季  | Ē          | <b>į</b>   | 名        | 簿   | į            |          | •        | •                             | •  | •   | •  | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 265 |
| 資料3 | - | 3   | - | 3 | :  | 消         | 費   | 캍              | 按          | ₹          | Ęŧ          | 亨       | P=  | 訓          | 割          | 查   | 会   | : 霍 | <b>F</b> i | 義          | 経        | 過   | Į            |          | •        | •                             | •  | •   | •  | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 266 |
| 資料3 | - | 3   | - | 4 | :  | 消         | 費   | 캍              | 接          | ₹          | Ĕέ          | 亨       | P=  | 訓          | 割          | 查   | 会   | 辪   | 36         | <b>5</b>   | 書        |     |              | •        | •        | •                             | •  | •   | •  | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 267 |
| 資料3 | - | 3   | - | 5 | :  | 食         | 品   | ָן ו           | =          | ] -        | <b>-</b> J  | レ       | Œ)  | )班         | 見          | 伏   | ات  | .関  | ] 7        | ţ          | る        | 整   | 理            | 1        |          | •                             | •  | •   |    | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 274 |
| 資料3 | - | 4   | - | 1 | :  | 公         | 洪   | <del>:</del> 米 | 让          | <u>`</u> ≑ | 手毛          | 亨       | PE. | 訓          | 割          | 查   | 会   | 討   | 3          | 置          | •        | 運   | 営            | 爿        | ₹        | 呈                             |    |     | •  | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 281 |
| 資料3 | - | 4   | - | 2 | :  | 公         | 洪   | <del>:</del> 米 | 让          | <u>`</u> ê | 手毛          | 亨       | PE. | 訓          | 刮          | 查   | 会   | :季  | É          | <b></b>    | 名        | 簿   | į            |          | •        | •                             | •  | •   | ,  | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 285 |
| 資料3 | - | 4   | - | 3 | :  | 公         | 洪   | <del>:</del> 米 | 让          | <u>`</u> ê | 手毛          | 亨       | PE. | 訓          | 刮          | 查   | 会   | 詩   | 轰          | 事·         |          | 鬒   | _            |          | •        | •                             | •  | •   | ,  | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 287 |
| 資料3 | - | 4   | - | 4 | :  | 公         | 洪   | <del>:</del> 米 | 让          | è≑         | 手毛          | 亨       | PE. | 訓          | 割          | 查   | 会   | 辪   | 36         | <b>告</b> ( | の        | 栶   | 雯            | =        |          | •                             | •  | •   |    | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 290 |
| 資料3 | - | 5   | - | 1 | :  | 地         | !方  | 洋              | 摜          | 謃          | 釬           | 丁       | 政   | 俥          | 戼          | "月  | 調   | 갵   | īź         | 会i         | 设        | 置   | •            | 追        | E É      | 솱                             | 見  | 呈   |    |            | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 291 |
| 資料3 | - | 5   | - | 2 | :  | 地         | !方  | 洋              | 摜          | 計          | 釺彳          | 丁       | 政   | 俥          | 戼          | "]  | 訓   | 建   | īź         | 会:         | 委        | 員   | 名            | 滇        | 复        |                               | •  |     | •  | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 293 |
| 資料3 | - | 5   | - | 3 | :  | 地         | !方  | 洋              | 摜          | 計          | 釺彳          | 丁       | 政   | 俥          | 戼          | "]  | 訓   | 建   | īź         | 슺!         | 審        | 議   | J.           | )糸       | Σì       | 哥                             |    |     | •  | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 294 |
| 資料3 | - | 5   | - | 4 | :  | 地         | !方  | 洋              | 摜          | 計          | 釺彳          | 丁       | 政   | 俥          | 戼          | "]  | 訓   | 建   | īź         | <b>会</b> : | 報        | 告   | i            | 札        | 迟旻       | 更                             |    |     | •  | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 295 |
| 資料3 | - | 6   | - | 1 | :  | 消         | 費   | 者              | į契         | 終          | 刉           | 去       | に   | . 関        | <b>9</b> 7 | す   | る   | 謜   | 冝          | <u></u>    | 乍        | 業   | チ            | _        | - 1      | ) د                           | か; | 運   | 営  | ן:         |     | οl         | 1          | T  |    | •   | •        | •   | •        | •  | 296 |
| 資料3 | - | 6   | - | 2 | :  | 消         | 費   | :者             | į契         | 終          | 纺           | 去       | ات  | .関         | <b>Į</b>   | す   | る   | 訓   | 目          | <b>查</b>   | 乍        | 業   | チ            | <u> </u> | - 1      | ۲.                            | 人  | ン   | J١ | <u>`</u> – | -   |            | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 297 |
| 資料3 | - | 6   | - | 3 | :  | 消         | 費   | :者             | į契         | 終          | 纺           | 去       | ات  | .関         | <b>Į</b>   | す   | る   | 訓   | 目          | <b>查</b>   | 乍        | 業   | チ            | <u> </u> | - 1      | ֡֝֞֝֞֝֞֝֞֝֞֝֟֝֞֝֝֓֓֞֝֡֡֝֡֝֡֡֝ | 義  | 事   | _  | ·閨         | į   |            | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 298 |
| 資料3 | - | 6   | - | 4 | :  | ۲ ;       | 肖   | 貴:             | 者:         | 契          | 約           | 污       | 片   | ٦          | 贌          | ] ] | ۲ ( | 3   | 調          | 垄          | īľ       | FÌ  | 業:           | F        | _        | Ŀ                             | L  | 訂   | 俞只 | <u></u>    | 整   | 理          | $\sigma$   | 幹  | 建  | ā ( | 相        | 燛   | 更 `      | ٠. | 299 |
| 資料3 | - | 6   | - | 5 | :  | г ;       | 肖   | 費:             | 者          | 契          | 約           | 污       | 去:  | シ          | ン          | /力  | ₹;  | ジ   | ウ          | L          | ۱ ۲      | F   | 開            | 崔        | 概        | 要                             | Ē  |     | •  | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 305 |
|     |   |     |   |   |    |           |     |                |            |            |             |         |     |            |            |     |     |     |            |            |          |     |              |          |          |                               |    |     |    |            |     |            |            |    |    |     |          |     |          |    |     |
| 第4章 |   |     |   |   |    |           |     |                |            |            |             |         |     |            |            |     |     |     |            |            |          |     |              |          |          |                               |    |     |    |            |     |            |            |    |    |     |          |     |          |    |     |
| 資料4 | - | 1   | - | 1 | :  | 健         | 康   | 飠              | [日         | 30         | ) ā         | 長       | 示   | <b>.</b> # | 争          | ٦   | 関   | す   | 7          | 3          | 審        | 議   | σ.           | )糸       | 圣糸       | 韋                             |    |     | •  | •          | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 308 |
| 資料4 | - | 2   | - | 1 | :  | 詐         | 欺   | 的              | /投         | 道          | 猛           | 力i      | 誘   | ات         | -          | 則-  | す   | る   | 消          | 当          | 費:       | 者   | 問            | 題        | [[       |                               | DΙ | , ۱ | 7  | T)         | 音   | <b>F</b> i | 義(         | か  | 经  | 緯   |          | •   | •        | •  | 311 |
|     |   |     |   |   |    |           |     |                |            |            |             |         |     |            |            |     |     |     |            |            |          |     |              |          |          |                               |    |     |    |            |     |            |            |    |    |     |          |     |          |    |     |
| 第5章 |   |     |   |   |    |           |     |                |            |            |             |         |     |            |            |     |     |     |            |            |          |     |              |          |          |                               |    |     |    |            |     |            |            |    |    |     |          |     |          |    |     |
| 資料5 | - | 1   | - | 1 | :  | 地         | 1方  | 邝              | 摜          | 謃          | <b>\$ 3</b> | 委       | 員   | Ź          | Ì,         | 荆   | 催   | 复   | ΞÁ         | 責          |          |     | •            | •        | •        | •                             | •  | •   | •  |            | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 314 |
| 資料5 | - | 1   | - | 2 | :  | 抴         | 1方  | i칸             | 診          | とさ         | 늦/          | \       | Œ,  | )参         | 刻          | ŊΠ  | 実   | 絲   | Ę          |            |          | •   | •            | •        | •        | •                             | •  | •   | •  |            | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 328 |
| 資料5 | - | 1   | - | 3 | :  | 消         | 費   | 者              | 委          | 手          | Ź           | <u></u> | 委   | 員          | į          | と   | 肖   | 費   | 袿          | š [        | <b>寸</b> | 体   | 等            | 関        | 侵        | ŔĒ                            | 团化 | 本   | لح | σ,         | ) 意 | 亰          | <b>見</b> 3 | 交: | 渙  | 会   |          | •   | •        | •  | 329 |
| 資料5 | - | 1   | - | 4 | :  | 消         | 費   | :者             | f委         | Ē          | <b>3</b> 2  | 슺       | ات  | 츰          | 7          | ታ   | 5   | 1   | ι <i>†</i> | <u>ا</u> ت | 要        | 望   | <b>!</b>     | •        | 意        | <u> </u>                      | ŧ  | 書   | •  | 声          | 別   | 乙          | ζ          |    | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 330 |
| 資料5 | - | 2   | - | 1 | :  | 委         | 員   | . 長            | <b>}</b> # | 計          | 7           | 当       | 会   | 汙          | ₹(         | カ   | 実   | 絲   | Ę          |            |          | •   | •            | •        | •        | •                             | •  | •   | •  |            | •   | •          | •          | •  | •  | •   | •        | •   | •        | •  | 331 |
|     |   |     |   |   |    |           |     |                |            |            |             |         |     |            |            |     |     |     |            |            |          |     |              |          |          |                               |    |     |    |            |     |            |            |    |    |     |          |     |          |    |     |
| 参考資 | 料 | · : | 関 | 係 | 法  | <b>\$</b> | `等  | Ē              |            | •          | •           | •       | ,   | •          | •          | •   | •   | •   | •          | •          |          | •   | •            | •        | •        | •                             | •  | ,   | •  | •          | •   | •          | •          |    |    | •   | •        | •   | •        | •  | 333 |
|     |   |     | ( |   | 消  | 費         | 캍   | 仿              | 下乃         | 27         | バ           | 肖       | 費   | 津          | <b>S</b>   | 委   | Ę   | ź   | <u></u>    | 殳          | 置        | 法   | <del>,</del> |          | ì        | 肖                             | 費  | 者   | 庁  | - 万        | 27  | バ          | 肖          | 費  | 者  | 委   | 員        | .会  | 討        | 适  | 孟法  |
|     |   |     |   | の | 施  | 彳         | 其   | 月E             | ∃₹         | Ξį         | 定           | め       | Z   | 5 I        | 攵          | 令   |     |     | ;          | 肖          | 費        | 袿   | 13           | Ę        | 員:       | 会                             | 令  | •   |    | i          | 肖   | 費          | 者          | 委  | 員  | 会   | :事       | 剢   | 別        | 3% | 且織  |
|     |   |     |   | 規 | 則  | J、        |     | ìì             | 当費         | <b>查</b> 1 | 者:          | 委       | Ē   | <b>3</b>   | 会          | 運   | 崖   | 솾   | 見          | 程          | `        |     | ì            | 当重       | 豊        | 者                             | 庁  | 彭   | 置  | 記          | 去   | 案          |            | 消  | 費  | '者  | f庁       | =彭  | 迂        | 計  | 去の  |
|     |   |     |   | 施 | 行  | از        | _伴  | ¥?             | うß         | 剧          | 系           | 法       | 徝   | ₽O         | か          | 整   | 侰   | 制   | ات         | 関          | す        | - Z | ò            | 去衫       | <b>‡</b> | 案                             | 及  | U   | 消  | 貿          | 畫:  | 者          | 安          | 全  | :法 | :案  | <u> </u> | ·文- | <u> </u> | ۲, | る附  |
|     |   |     |   | 帯 | ;法 | 請         | 轰 ( | ÷              | 表記         | 義[         | 烷.          |         | 参   | 含          | 義          | 院   | (   | )   |            |            |          |     |              |          |          |                               |    |     |    |            |     |            |            |    |    |     |          |     |          |    |     |

# 資料1-1-1

#### 消費者委員会と消費者行政



建議:消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第1号の規定に基づき、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に対して行う意見表明

## 消費者委員会委員名簿(第2次)

(平成25年8月末現在)

稲 継 裕 昭 早稲田大学政治経済学術院教授

小 幡 純 子 上智大学法科大学院教授

(委員長)河 上 正 二 東京大学大学院法学政治学研究科教授

川 戸 惠 子 ジャーナリスト

田 島 眞 実践女子大学生活科学部教授・学長

夏 目 智 子 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

細 川 幸 一 日本女子大学家政学部教授

村 井 利 彰 株式会社ニチレイ代表取締役会長

山 口 広 弁護士

吉 田 直 美 特定非営利活動法人くらしのサポーターズ副理事長

以上10名

(五十音順・敬称略)

(注)河上正二委員、田島眞委員、山口広委員は、衆・参の附帯決議に基づき、常勤的 に勤めることが可能になるように人選した委員である。

## 消費者委員会の権限規定について

#### 【企画立案】

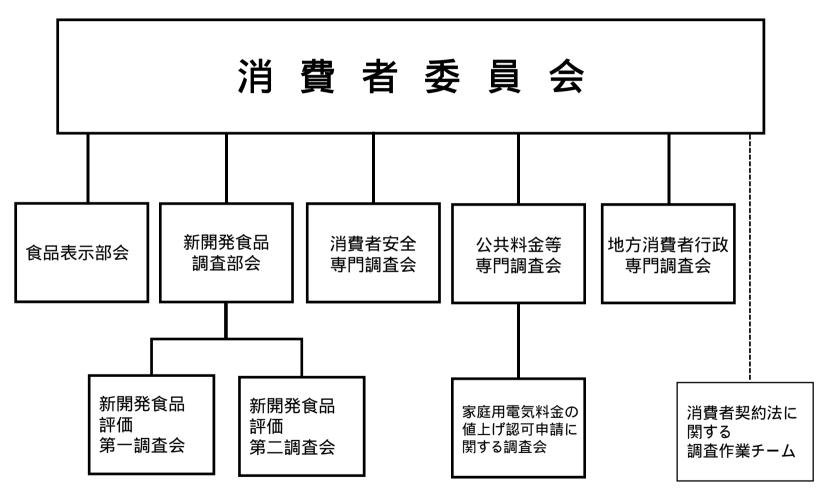
|        | 権限内容                |             | 根拠規定                         | 概要  |
|--------|---------------------|-------------|------------------------------|---|
|        | 建議·調査               | 審議          | 消費者庁及び消費者委員会設置法<br>第6条第2項第1号 | 消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に<br>関する重要事項等について自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又<br>は消費者庁長官に建議する。                                    |
|        | 調査審                 | 議           | 消費者庁及び消費者委員会設置法<br>第6条第2項第2号 | 消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に<br>関する重要事項等について、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官<br>の諮問に応じ、調査審議する。                                   |
| 基      | 資料 <i>の</i><br>提出要求 |             | 消費者庁及び消費者委員会設置法<br>第8条       | 消費者委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、<br>関係行政機関の長に対し、報告を求めるほか、資料の提出、意見の開陳、<br>説明その他必要な協力を求めることができる。                          |
| 本的・    |                     |             | 消費者基本法 第27条第3項               | 消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき、当該基本計画等の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするときには、消費者委員会の意見を聴かなければならない。                          |
| 横<br>断 |                     | 基           | 個人情報保護法 第7条第3項               | 内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の案を作成す<br>る。  |
| 的事項    |                     | 本方針         | 消費者安全法 第6条第4項                | 消費者安全の確保に関する基本的な方針(基本方針)を定めようとするときは、内閣総理大臣は消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かなければならない。  |
|        |                     | 等の策         | 消費者安全法<br>第7条第2項、第3項         | 都道府県知事より基本方針の変更の提案があったときは、内閣総理大臣は<br>消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、基本方針の変<br>更を判断する。  |
|        |                     | 定           | 消費者教育推進法第9条第5項               | 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴かなければならない。  |
|        |                     |             | 食品安全基本法 第21条第2項              | 内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成する。  |
|        | 意見聴取                | <b>±</b>    | 食品表示法 第4条 第2項                | 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようと<br>するときは、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならない。   |
|        |                     | 表<br>示<br>基 | JAS法 第19条の13 第5項             | 内閣総理大臣が農林物資のうち飲食料品の品質の表示の基準を定めようと<br>するときは、あらかじめ消費者委員会に意見を聴かなければならない。   |
|        |                     | 準等          | 食品衛生法 第19条 第1項               | 内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品、<br>添加物、容器包装等の表示の基準を定めることができる。   |
|        |                     | の策定         | 家庭用品品質表示法 第11条               | 内閣総理大臣は、家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定め、又は<br>変更しようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければ<br>ならない。  |
| 個      |                     | 正           | 景品表示法 第5条 第1項                | 内閣総理大臣が、 表示・景品類の指定・改廃、 景品類の制限・禁止・改<br>廃、 優良・有利誤認表示以外の不当表示の指定・改廃をする際には、公<br>聴会を開催するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。              |
| 別事     |                     | 政<br>令      | 特定商品預託法 第11条の2               | 内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者<br>委員会に諮問しなければならない。  |
| 項      |                     | の制          | 特定商取引法<br>第64条第1項、第2項        | 内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者<br>委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。   |
|        |                     | 定等          | 割賦販売法 第36条第2項                | 主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会及び消費者委員会に諮問しなければならない。   |
|        | 議決                  |             | 住宅品質確保法 第3条第4項               | 日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にあっては消費者委員会の議決を経なければならない。(同基準は内閣総理大臣及び国土交通大臣が策定。国土交通大臣は社会資本整備審議会の議決が必要)。          |
|        | その他                 | 1           | 国民生活安定緊急措置法<br>第27条第1項、第2項   | 消費者委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。<br>消費者委員会は、当該重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。 |

【執行】

| <u> </u> |  |  |
|----------|--|--|
| 権限内容     | 根拠規定   | 概要   |
| 勧告·報告徴収  | 消費者安全法<br>第43条第1項、第2項                            | 消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができ、また、勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。         |
|          | 消費者安全法 第40条第7項                                   | 内閣総理大臣が、重大消費者被害あるいは多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認め、事業者に対して命令をしようとするとき等には、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。 |
| 意見聴取     | 消費者安全法 第41条第3項                                   | 内閣総理大臣が六月以内の期間を定めて商品等の譲渡、引渡し、使用することを禁止・制限をしようとするとき等には、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならない。                               |
|          | 家庭用品品質表示法 第11条                                   | 内閣総理大臣は、表示に関する命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。   |
| 調査審議     | 健康増進法 第20余第1項<br> 消費者庁及び消費者委員会設置法<br>  第6条第1項第2号 | 販売に供する食品につき、特別の用途に適する旨の表示をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならず、消費者委員会は、その許可等について、内閣総理大臣の諮問に応じ、必要と認められる事項について調査審議する。    |

## 資料 4

## 第2次消費者委員会審議体制 (平成25年8月現在)



- (注1)委員会及び下部組織に属する委員、臨時委員、専門委員の任期は、いずれも平成25年8月末まで。
- (注2)「消費者契約法に関する調査作業チーム」は、委員長主催の懇談会として開催。
- (注3)上記以外に「個人情報保護専門調査会」、「公益通報者保護専門調査会」が存在するが、第2次消費者委員会の発足以降に における活動実績はない。

## 第2次消費者委員会 開催実績(平成24年9月~平成25年8月)

|          | 日 付               | 議題                              |
|----------|-------------------|---------------------------------|
| 平成 24 年  |                   |                                 |
|          |                   | ・集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について          |
| 第 99 回   | 0 日 4 日 7 小 )     | ・医療機関債について                      |
| 第39四     | 9月4日(火)           | ・「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の在り   |
|          |                   | 方に関する検討会」報告書について                |
|          |                   | ・来賓挨拶                           |
| 第 100 回  | 9月18日(火)          | ・第2次消費者委員会のこれまでの活動と今後の取組について    |
| 第100回    | 9月10日(人)          | ・消費者安心アクションプランについて              |
|          |                   | ・消費者安全調査委員会について                 |
|          |                   | ・小平内閣府特命担当大臣御挨拶                 |
| 第 101 回  | 10月2日(火)          | ・公共料金について                       |
| 第101四    | 10月2日(火)          | ・平成 23 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要につ |
|          |                   | いて                              |
| 第 102 回  | 10月16日(火)         | ・健康食品について                       |
|          |                   | ・前川内閣府副大臣挨拶                     |
| 第 103 回  | 10月30日(火)         | ・電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題について       |
| # 103 년  | 10月30日(人)         | ・健康食品について                       |
|          |                   | ・その他                            |
|          |                   | ・消費者教育について                      |
| 第 104 回  | 11月13日(火)         | ・電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題について       |
| 33 104 E | 1173 10 11 ( )( ) | ・健康食品について                       |
|          |                   | ・公共料金について                       |
|          |                   | ・公共料金について (「公共料金問題についての建議」に対する  |
| 第 105 回  | 11月27日(火)         | 実施状況報告について、公共料金等専門調査会について)      |
| уз 100 П | 11/321 11 ()()    | ・消費者教育について                      |
|          |                   | ・その他                            |
|          |                   | ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(消費者教育、    |
| 第 106 回  | 12月4日(火)          | エステ・美容医療サービス等)                  |
|          |                   | ・その他(違法ドラッグ対策についての委員長発言等)       |
|          |                   | ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(住宅リフォー    |
|          |                   | ム、消費者安全、食品表示一元化)                |
| 第 107 回  | 12月11日(火)         | ・電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題について       |
|          |                   | ・その他(家庭用電気料金値上げ認可申請に関する調査会の設    |
|          |                   | 置について)                          |

|         | 日付        | 議題   |
|---------|-----------|--|
| 第 108 回 | 12月18日(火) | ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(詐欺的投資勧誘対策[関係法令執行力強化、注意喚起等]、[ツール規制])<br>・その他                                |
| 第 109 回 | 12月25日(火) | ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(脱法(違法)<br>ドラッグ、住宅用太陽光発電システム、特定商取引法)<br>・消費者教育について                          |
| 平成 25 年 |           |  |
| 第 110 回 | 1月15日(火)  | ・森内閣府特命担当大臣挨拶、懇談<br>・特定商取引法について<br>・その他  |
| 第 111 回 | 1月29日(火)  | ・民法(債権関係)改正中間試案について ・消費者安全専門調査会の報告について ・健康食品について ・公共料金について ・その他                                  |
| 第 112 回 | 2月12日(火)  | ・消費者安全専門調査会の報告について<br>・消費者契約法について  |
| 第 113 回 | 2月26日(火)  | ・消費者安全法に基づく国会報告について<br>・消費者安全の確保に関する基本方針について<br>・消費者基本計画の検証・評価・監視について                            |
| 第 114 回 | 3月12日(火)  | <ul><li>・地方消費者行政について</li><li>・自動車リコール制度について</li><li>・消費者安全の確保に関する基本方針について</li><li>・その他</li></ul> |
| 第 115 回 | 3月19日(火)  | ・電気料金について<br>・その他  |
| 第 116 回 | 3月26日(火)  | ・消費者安全の確保に関する基本方針について<br>・家庭用品品質表示法に基づく品質表示規程の改正について<br>・その他(地方消費者委員会専門調査会の開催について)               |
| 第 117 回 | 4月9日(火)   | ・地方消費者行政について ・食品表示一元化について ・その他(集団的消費者被害救済制度専門調査会の廃止について)   |
| 第 118 回 | 4月23日(火)  | ・詐欺的投資勧誘対策について<br>・集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について<br>・その他   |

| 第 119 回 5月7日(火) 画改定素案の概要について、食品と放射能に関するリスクコミュニケーション) ・詐欺的投資勧誘対策について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(リコール情報の周知・徹底について、住宅リフォームについて) ・預託法について ・その他 ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(有料老人ホーム等について、自動車リコール制度について、エステ・美容  |                | 日 付              | 議題                            |
|--|----------------|------------------|-------------------------------|
| 第 119 回 5月7日(火) 画改定素案の概要について、食品と放射能に関するリスクコミュニケーション) ・詐欺的投資勧誘対策について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(リコール情報の周知・徹底について、住宅リフォームについて) ・預託法について ・その他 ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(有料老人ホーム等について、自動車リコール制度について、エステ・美容医療サービスについて、情報通信分野における個人情報保護について)  |                |                  | ・消費者教育について                    |
| 画改定素案の概要について、食品と放射能に関するリスクコミュニケーション) ・詐欺的投資勧誘対策について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(リコール情報の周知・徹底について、住宅リフォームについて) ・預託法について ・その他 ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(有料老人ホーム等について、自動車リコール制度について、エステ・美容医療サービスについて、情報通信分野における個人情報保護について)  | 第 119 回        | 5月7日(火)          | ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(消費者基本計  |
| ・詐欺的投資勧誘対策について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(リコール情報の周知・徹底について、住宅リフォームについて) ・預託法について ・その他 ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(有料老人ホーム等について、自動車リコール制度について、エステ・美容医療サービスについて、情報通信分野における個人情報保護について)   | у, 110 П       |                  | 画改定素案の概要について、食品と放射能に関するリスクコ   |
| ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(リコール情報 の周知・徹底について、住宅リフォームについて) ・預託法について ・その他 ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(有料老人ホーム等について、自動車リコール制度について、エステ・美容 医療サービスについて、情報通信分野における個人情報保護 について)   |                |                  | ミュニケーション )                    |
| <ul> <li>第 120 回 5月 14日(火) の周知・徹底について、住宅リフォームについて)・預託法について・その他</li> <li>第 121 回 5月 21日(火) 5月 21日(火)</li> </ul> 5月 21日(火) 5月 21日(火) 5月 21日(火) 6月 21日(火) 6月 21日(火) 6月 21日(火) 6月 21日(火) 7月 21日(火) 6月 21日(火) 6月 21日(火) 7月 21日(火) 7月 21日(火) 6月 21日(火) 7月 21日(火) 7 |                |                  | ・詐欺的投資勧誘対策について                |
| ・預託法について ・その他 ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(有料老人ホーム等について、自動車リコール制度について、エステ・美容医療サービスについて、情報通信分野における個人情報保護について)  |                |                  | ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(リコール情報  |
| ・その他 ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(有料老人ホーム等について、自動車リコール制度について、エステ・美容医療サービスについて、情報通信分野における個人情報保護について)   | 第 120 回        | 5月14日(火)         | の周知・徹底について、住宅リフォームについて)       |
| ## 121 回   *消費者基本計画の検証・評価・監視について(有料老人ホーム等について、自動車リコール制度について、エステ・美容医療サービスについて、情報通信分野における個人情報保護について)   |                |                  | ・預託法について                      |
| 第 121 回 5月 21 日 (火) ム等について、自動車リコール制度について、エステ・美容<br>医療サービスについて、情報通信分野における個人情報保護<br>について)  |                |                  | ・その他                          |
| 第 121 回 5 月 21 日 (火) 医療サービスについて、情報通信分野における個人情報保護 について)   |                |                  | ・消費者基本計画の検証・評価・監視について(有料老人ホー  |
| 医療サービスについて、情報通信分野における個人情報保護 について)  | 第 121 回        | 5日21日(火)         | ム等について、自動車リコール制度について、エステ・美容   |
|  | # 121 E        | 9月21日(火)         | 医療サービスについて、情報通信分野における個人情報保護   |
| ・詐欺的投資勧誘対策について   |                |                  | について)                         |
|  |                |                  | ・詐欺的投資勧誘対策について                |
| ・消費者教育について<br>第 122 回 5 月 28 日 (火)   | 第 122 回        | 5日29日(水)         | ・消費者教育について                    |
| ・消費者基本計画の検証・評価・監視について  | <b>第 122 凹</b> | 3月20日(人)         | ・消費者基本計画の検証・評価・監視について         |
| ・その他   |                |                  | ・その他                          |
| ・消費者教育について 第 123 回 6 月 11 日 (火)  | 第 123 回        | 6日11日(水)         | ・消費者教育について                    |
| ・消費者基本計画の検証・評価・監視について  | 为 125 四        |                  | ・消費者基本計画の検証・評価・監視について         |
| ・消費者白書、消費者安全法に基づく国会報告について  |                |                  | ・消費者白書、消費者安全法に基づく国会報告について     |
| ・消費者の財産被害に係る行政手法研究会報告書について第 124 回 6月 25 日(火)   | 第 124 回        | 6 H 25 H ( /k )  | ・消費者の財産被害に係る行政手法研究会報告書について    |
| ・公益通報者保護制度について   | 35 124 EI      |                  | ・公益通報者保護制度について                |
| ・その他   |                |                  | ・その他                          |
| ・詐欺的投資勧誘対策について   |                |                  | ・詐欺的投資勧誘対策について                |
| 第 125 回 7 月 9 日 (火)・預託法について  | 第 125 回        | 7月9日(火)          | ・預託法について                      |
| ・その他   |                |                  | ・その他                          |
| ・消費者契約法について(「消費者契約法に関する調査作業チー第 126 回 7月 16日(火)   | 第 126 回        | 7 日 16 口 ( 小 )   | ・消費者契約法について(「消費者契約法に関する調査作業チー |
| (  | 先 120 四        |                  | ム」報告書)                        |
| ・電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題について  |                |                  | ・電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題について     |
| 第 127 回 7月 23 日 (火)・公益通報者保護制度について  | 第 127 回        | 7月23日(火)         | ・公益通報者保護制度について                |
| ・その他   |                |                  | ・その他                          |
| * 428 回 7 日 20 日 (水) ・公共料金について   | 笠 400 戸        | 7 日 20 日 ( 小 )   | ・公共料金について                     |
| 第 128 回 7 月 30 日 (火)・その他   | <b>寿 128 凹</b> | / // 30 口(火)<br> | ・その他                          |

|         | 日付       | 議題  |
|---------|----------|---|
| 第 129 回 | 8月6日(火)  | ・公共料金について<br>・地方消費者行政について<br>・家庭用品品質表示法に基づく品質表示規程の改正について<br>・詐欺的投資勧誘対策について<br>・インターネットを通じた消費者の財産被害対策について<br>・消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策に<br>ついて |
| 第 130 回 | 8月20日(火) | ・健康食品について   |
| 第 131 回 | 8月27日(火) | ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る告示改正について<br>・消費者安全専門調査会の報告について<br>・インターネットを通じた消費者の財産被害対策について<br>・第2次消費者委員会のこれまでの活動と今後について                                  |

## 第2次消費者委員会のこれまでの活動(平成24年9月~平成25年8月)

1.第2次消費者委員会の審議事項、() 内は審議した回

(平成24年9月から平成25年8月までに全33回)

#### (1)消費者基本計画関係

・消費者基本計画の検証・評価・監視について(106、107、108、109、113、119、120、121、122、123)( )

#### ) 関係省庁ヒアリングで取り上げた分野

消費者教育、エステ・美容医療サービス等、住宅リフォーム、消費者安全、食品表示一元化、 詐欺的投資勧誘対策、脱法(違法)ドラッグ、住宅用太陽光発電システム、特定商取引法、 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション、リコール情報の周知・徹底、有料老人 ホーム等、自動車リコール制度、情報通信分野における個人情報保護

#### (2)消費者安全関係

- ・消費者安全の確保に関する基本方針について(113、114、116)
- ・消費者安全専門調査会の報告について (111、112、131)
- ・消費者安全調査委員会について(100)
- ・消費者安全法に基づく国会報告について(113)
- ・自動車リコール制度について(114)
- ・消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策について(129)

#### (3)取引・契約関係

- ・詐欺的投資勧誘対策について(118、120、122、125、129)
- ・電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題について(103、104、107)
- ・預託法について(120、125)
- ・医療機関債について(99)
- ・特定商取引法について(110)
- ・民法(債権関係)改正中間試案について(111)
- ・消費者契約法について(112)
- ・インターネットを通じた消費者の財産被害対策について(129、131)

#### (4)表示関係

- ・健康食品について(102、103、104、111、130)
- ・家庭用品品質表示法に基づく品質表示規程の改正について(116、129)
- ・食品表示一元化について(117)

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る告示改正について(131)

#### (5)料金・物価関係

- ・公共料金について(101、104、105、111、128、129)
- ・電気料金について(115)

#### (6)消費者被害救済関係

- ・集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について(99、118)
- ・消費者の財産被害に係る行政手法研究会報告書について(124)

#### (7)公益通報者保護制度関係

・公益通報者保護制度について(124、127)

#### (8)消費者教育関係

・消費者教育について(104、105、109、119、122、123)

#### (9)消費者行政の在り方関係

- ・地方消費者行政について(114、117、129)
- ・「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の在り方に関する検討会」報告 書について(99)

#### (10) その他

- ・第2次消費者委員会のこれまでの活動と今後の取組について(100、131)
- ・消費者安心アクションプランについて(100)
- ・平成23年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要について(101)
- ・消費者白書、消費者安全法に基づく国会報告について(124)

#### 2.建議

- ・「『健康食品』の表示等の在り方に関する建議」(平成25年1月29日)
- ・「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」 (平成25年2月12日)
- ・「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」(平成25年8月6日)
- ・「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」(平成25年8月6日)

#### 3. 意見表明等

#### (提言)

- ・「医療機関債に関する消費者問題についての提言」(平成24年9月4日)
- ・「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」(平成24年12月11日)
- ・「公共料金問題に関する提言 ~公共料金等専門調査会報告を受けて~」 (平成25年7月30日)

#### (意見等)

- ・「消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見」(平成24年12月25日)
- ・「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見」 (平成 25 年 2 月 26 日)
- ・「関西電力及び九州電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の 意見について」(平成25年3月19日)
- ・「消費者基本計画の改定素案(平成 25 年 4 月)等に対する意見」 (平成 25 年 5 月 28 日)
- ・「『消費者白書』及び『消費者安全法に基づく国会報告』への意見」 (平成25年6月25日)
- ・「公益通報者保護制度に関する意見~消費者庁の実態調査を踏まえた今後の取組について~」(平成25年7月23日)
- ・「東北電力及び四国電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の 意見について」(平成25年7月30日)
- ・「北海道電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見につい て」(平成25年7月31日)
- ・「インターネットを通じた消費者の財産被害問題に関する消費者委員会としての現時点 の考え方」( 平成 25 年 8 月 27 日 )

#### 4. 諮問等に対する答申等

- ・特定保健用食品の表示許可(平成24年12月28日)
- ・特定商取引に関する法律施行令の一部改正(平成25年1月23日)
- ・特定保健用食品の表示許可(平成25年2月20日)
- ・消費者安全法第6条第1項の規定による「消費者安全の確保に関する基本的な方針」 の変更(平成25年3月26日)
- ・家庭用品品質表示法第3条に基づく表示の標準となるべき事項(平成25年3月26日)
- ・特定保健用食品の表示許可(平成25年5月8日)
- ・消費者教育の推進に関する法律第9条第1項の規定による「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月11日)

- ・消費者基本計画の変更(平成25年6月11日)
- ・栄養表示基準の見直し(平成25年6月25日)
- ・特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部改正について (平成25年7月9日)
- ・家庭用品品質表示法第3条に基づく表示の標準となるべき事項(平成25年8月6日)
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る告示改正(平成25年8月27日)
- ・特定保健用食品の表示許可に係る答申(平成25年8月29日)
- 5. 建議・意見表明等に関するフォローアップ
  - ·「公共料金問題についての建議」のフォローアップ(平成24年10月2日、11月27日)
  - ・「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」 のフォローアップ(平成25年4月9日)
  - ・「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」のフォローアップ (平成25年7月23日)
  - ・「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」のフォローアップ(平成25年8月6日)
  - ・「『健康食品』の表示等の在り方に関する建議」のフォローアップ (平成 25 年 8 月 20 日)
  - ・「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」のフォローアップ (平成 25 年 8 月 20 日)
- 6.部会・専門調査会等(活動実績のあるもの)
  - ·新開発食品調査部会(新開発食品評価第一・第二調査会)
  - ・食品表示部会
  - ・消費者安全専門調査会
  - ・公共料金等専門調査会(家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会)
  - ・地方消費者行政専門調査会
  - ・消費者契約法に関する調査作業チーム
- 7.報告書・調査等
  - ・「『健康食品』の表示等の在り方に関する調査報告」(平成25年1月29日)
  - ・「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」について 消費 者安全専門調査会報告書(平成25年1月29日)
  - ・「公共料金等専門調査会報告 ~ 消費者参画の機会、料金の適正性の確保に向けて~) (平成25年7月30日)
  - ·「地方消費者行政専門調査会報告書」(平成25年8月6日)

- ・「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての調査報告」(平成25年8月6日)
- ・「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告(平成24年8月29日)
- ・「食品リコールの現状に関する整理」(平成 25 年 8 月 30 日)

### 委員間打合せ 開催実績(平成24年9月~平成25年8月)

委員間打合せでは、委員会に向けて、様々な消費者問題や消費者行政の課題につき、関係省庁や有識者等からのヒアリングや、委員の間の意見交換を行っている。(毎回2~3時間程度)

|         | 日付        | 主 な 内 容   |
|---------|-----------|---|
| 平成 24 年 |           |   |
| 第 123 回 | 9月 11日(火) | ・阿南消費者庁長官との意見交換 ・スマートフォンによる利用者情報の取扱いについて ・消費者安心アクションプログラムについて ・その他  |
| 第 124 回 | 9月25日(火)  | ・公共料金問題についての建議フォローアップ<br>・健康食品について<br>・その他  |
| 第 125 回 | 10月9日(火)  | ・国民生活センターとの意見交換<br>・健康食品について<br>・企画・運営会議について  |
| 第 126 回 | 10月23日(火) | ・特定商取引法の一部を改正する法律(貴金属等の訪問購入に係るトラブルへの対応)の状況について<br>・生命・身体被害に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領について<br>・健康食品について<br>・その他 |
| 第 127 回 | 11月6日(火)  | ・消費者教育について ・公共料金について ・健康食品について ・電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題について ・地方消費者行政について ・その他                                |
| 第 128 回 | 11月20日(火) | ・公共料金について<br>・電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題について<br>・消費者基本計画の検証・評価・監視について<br>・健康食品について<br>・その他                      |
| 第 129 回 | 11月27日(火) | ・電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題について<br>・その他   |
| 第 130 回 | 12月4日(火)  | <ul><li>・企画旅行の安全性について</li><li>・その他</li></ul>  |
| 第 131 回 | 12月11日(火) | <ul><li>・消費者教育について</li><li>・その他</li></ul>   |
| 第 132 回 | 12月18日(火) | <ul><li>・特定商取引法について</li><li>・健康食品について</li><li>・その他</li></ul>  |
| 平成 25 年 |           |   |
| 第 133 回 | 1月8日(火)   | ・特定商取引法について<br>・その他   |
| 第 134 回 | 1月22日(火)  | ・消費者安全専門調査会の報告書について<br>・健康食品の表示の在り方についての建議(案)について<br>・その他   |

| _       | 日付       | 主 な 内 容   |
|---------|----------|---|
| 第 135 回 | 2月5日(火)  | ・自動車リコール制度について<br>・地方消費者行政について<br>・消費者安全専門調査会報告書を踏まえた委員会としての意見につい<br>て<br>・情報通信分野における消費者問題について<br>・その他                            |
| 第 136 回 | 2月19日(火) | ・消費者安全法国会報告について<br>・消費者安全の確保に関する基本方針について<br>・消費者基本計画の検証・評価・監視について<br>・その他   |
| 第 137 回 | 3月5日(火)  | ・集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について<br>・消費者安全の確保に関する基本方針について<br>・家庭用品品質表示法告示改正について<br>・食品表示一元化について<br>・自動車リコール制度について<br>・詐欺的投資勧誘対策について<br>・その他 |
| 第 138 回 | 3月12日(火) | ・食品表示一元化について<br>・公共料金について   |
| 第 139 回 | 3月19日(火) | ・電気料金について<br>・預託法について<br>・消費者安全の確保に関する基本方針について<br>・地方消費者行政について  |
| 第 140 回 | 3月26日(火) | ・地方消費者行政について<br>・その他  |
| 第 141 回 | 4月2日(火)  | ・地方消費者行政について<br>・電気料金について<br>・消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧について<br>・消費者団体ほか関係団体との意見交換会でいただいたご意見への対<br>応(案)について<br>・その他               |
| 第 142 回 | 4月9日(火)  | ・消費者安全専門調査会について<br>・その他   |
| 第 143 回 | 4月16日(火) | ・製品安全について<br>・消費者基本計画の進め方について<br>・詐欺的投資勧誘対策について<br>・その他   |
| 第 144 回 | 4月23日(火) | ・消費者教育について  |
| 第 145 回 | 5月7日(火)  | ・消費者基本計画の検証・評価・監視について<br>・その他   |
| 第 146 回 | 5月21日(火) | ・規制改革会議について<br>・食品表示部会について<br>・その他  |
| 第 147 回 | 6月4日(火)  | ・消費者白書について<br>・消費者安全法に基づく国会報告について<br>・食品表示部会について<br>・その他  |
| 第 148 回 | 6月18日(火) | ・消費者の財産被害に係る行政手法研究会報告書について<br>・公益通報者保護制度について<br>・詐欺的投資勧誘対策について<br>・消費者白書、消費者安全法に基づく国会報告について                                       |

| 第 149 回 | 7月2日(火)   | <ul><li>・消費者安全調査委員会について</li><li>・食品表示部会について</li><li>・公共料金問題について</li><li>・公益通報者保護制度について</li><li>・預託法について</li><li>・消費者契約法報告書について</li><li>・詐欺的投資勧誘対策について</li><li>・その他</li></ul> |
|---------|-----------|--|
| 第 150 回 | 7月 16日(火) | ・公益通報者保護制度について<br>・電気通信事業者の販売方法に係る消費者問題について<br>・詐欺的投資勧誘対策について<br>・その他  |
| 第 151 回 | 7月 23日(火) | ・公共料金について<br>・地方消費者行政について<br>・情報通信分野における取引被害について<br>・その他   |
| 第 152 回 | 7月30日(火)  | ・消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議フォローアップ<br>・家庭用品品質表示法に基づく品質表示規程の改正について・「健康食品」の表示等の在り方に関する建議フォローアップ・特定保健用食品の表示許可制度についての提言フォローアップ・情報通信分野における取引被害対策について                       |
| 第 153 回 | 8月20日(火)  | ・住宅品質確保法告示改正について<br>・インターネット取引被害対策について<br>・第3次委員会への申し送り事項について<br>・第131回消費者委員会の進め方について<br>・その他  |

### 消費者基本計画の検証·評価·監視にかかるヒアリング対象施策 (第106回~第109回消費者委員会)

| 日程    | テーマ  | 施策番号 | 具体的施策  | 担当省庁等                                      | ヒアリング<br>対象省庁等 | 実施時期   |
|-------|------|------|--|--|----------------|--|
|       |      | 87   | 消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。 | 消費者庁<br>文部科学省<br>関係省庁等                     |                | 一部実施済み。消費者教育性進会議の取りまとめ結果<br>(平成24年4月6日)を踏まえ、継続的に実施します。 |
|       |      | 90   | 消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。  | 消費者庁<br>文部科学省                              | 消費者庁<br>文部科学省  | 継続的に実施します。   |
|       | 消費者  | 93   | 新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを<br>踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材<br>の作成・配布への協力等を行います。<br>また、学校における消費者教育推進のための調査研究の実施や学校にお<br>ける消費者教育に関する協議会の開催、指導事例集の作成などを通じて新<br>学習指導要領を踏まえた消費者教育の充実を図ります。  | 文部科学省                                      |                | 継続的に実施します。   |
|       |      | 94   | 新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。   | 消費者庁<br>金融庁<br>総務省<br>法務省<br>関係省庁等         |                | 一部実施済み。<br>継続的に実施しま<br>す。                              |
| 【第1回】 |      | 95   | 大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、大学等<br>及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施しま<br>す。   | 文部科学省                                      |                | 継続的に実施します。   |
| 12/4  |      | 96   | 担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。  | 消費者庁<br>公正員引<br>委員会<br>金融庁<br>法務省<br>文部科学省 |                | 継続的に実施します。   |
|       |      | 97   | 教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。   | 消費者庁<br>文部科学省                              |                | 一部実施済み。<br>継続的に実施しま<br>す。                              |
|       |      | 98   | 社会教育主事に対する研修の実施や大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育の推進を図ります。  | 文部科学省                                      |                | 継続的に実施しま<br>す。   |
|       | 美容医療 | 39   | エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学術会議の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。施設における衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理を進めるためのマニュアルの整備等、施術者、店舗の参考となる情報提供に努めていきます。   | 厚生労働省                                      | 厚生労働省          | 継続的に実施します。   |
|       | エステ  | 39-2 | 美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。   | 厚生労働省                                      | 消費者庁           | 引き続き実施します。   |
|       |      | 39-3 | 19-3 講じます。 厚生労働省   |  |                | できる限り早期に結論を得ます。  |

| 日程             | テーマ         | 施策番号  | 具体的施策   | 担当省庁等   | ヒアリング<br>対象省庁等 | 実施時期   |
|----------------|-------------|-------|---|---|----------------|--|
| 【第1回】<br>12/4  |             |       | 特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行・組織化や制度改正などを行います。<br>消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。   | 消費者庁<br>関係省庁等   | 厚生労働省<br>消費者庁  | 関係省庁における<br>執行状況の随時取<br>りまとめ、公表につ<br>いては、平成22年<br>度早期に開始し、以<br>降継続的に実施しま<br>す。 |
|                |             | 153-3 | 国民・患者に対する適切な情報提供の観点等から、医療機関のホーム<br>ページに関する指針を整備し、医療機関の自主的な取組を促します。  | 厚生労働省   |                | 平成24 年度中に指<br>針を整備します。   |
|                |             | 55    | 既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、<br>事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度<br>を充実させるとともに、これらの制度の周知を図ります。また、保険を利用す<br>る登録事業者の情報をウエブサイトで公表します。  | 国土交通省   |                | 継続的に実施しま<br>す。   |
|                |             | 56    | リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の<br>追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるように<br>するため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者に確認す<br>べき点等のアドバイスを行います。   | 国土交通省   |                | 継続的に実施しま<br>す。   |
|                | 住宅<br>リフォーム | 104   | 消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係<br>団体のウエブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図ります。   | 国土交通省   | 国土交通省          | 継続的に実施します。   |
|                |             | 117   | 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による無料専門家相談の実績の整理・分析を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。 | 国土交通省   |                | 継続的に実施します。   |
| 【第2回】<br>12/11 |             | 4     | 消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大していて検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。消費者庁は、生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応の在り方について検討を行い、被害の重篤度や拡大可能性等の観点から優先度をつけた対応を行います。  | 消費者庁<br>関係省庁等   |                | 継続的に実施します。<br>す。なお、公表する事故情状については平度に一部<br>成22年度に一部実施済み。                         |
|                |             | 7     | リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。<br>また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する<br>方策について検討します。  | 消費者庁<br>関係省庁等   |                | 一部実施済み。<br>サイトの利用状況<br>を把握し、機能改善<br>等を検討します。                                   |
|                | 消費者安全       | 12    | 消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。 さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。  | 消費者庁<br>関係省庁等   | 消費者庁<br>国土交通省  | 継続的に実施します。   |
|                |             | 13-2  | 消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。   | 消費者庁<br>警察務産<br>法済産交<br>経工工<br>経<br>国<br>工<br>省<br>省<br>管<br>等<br>務<br>業<br>通<br>等<br>務<br>業<br>通<br>等<br>務<br>業<br>通<br>、<br>資<br>等<br>了<br>省<br>等<br>多<br>者<br>定<br>る<br>で<br>る<br>省<br>ら<br>省<br>ら<br>省<br>ら<br>省<br>ら<br>省<br>ら<br>省<br>ら<br>る<br>に<br>る<br>に<br>る<br>ら<br>る<br>と<br>る<br>と<br>る<br>ら<br>る<br>ら<br>。<br>と<br>。<br>と<br>。<br>と<br>の<br>と<br>の<br>と<br>の<br>と<br>の<br>と<br>の<br>と<br>の<br>と<br>の<br>と |                | 一部実施済み。<br>引き続き体制整備<br>について必要な準備<br>を進め、平成24年<br>度中の体制の具体<br>化を目指します。          |

| 日程             | テーマ         | 施策番号   | 具体的施策   | 担当省庁等  | ヒアリング<br>対象省庁等              | 実施時期   |            |
|----------------|-------------|--------|---|--|-----------------------------|--|------------|
|                | 消費者<br>安全   | 13-2-2 | 「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。  | 消費者庁   | 消費者庁<br>国土交通省               | 一部実施済み。<br>引き続き体制整<br>備について、施策番<br>号13-2と併せて必<br>要な準備を進め、平<br>成24年度中の体制<br>の具体化を目指しま<br>す。 |            |
| 【第2回】<br>12/11 |             | 15     | 昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。  | 消費者庁<br>国土交通省  |                             | 前段について、継続<br>的に実施します。<br>後段について、引<br>き続き検討します。   |            |
|                |             | 69     | 食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、<br>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健<br>康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現<br>行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。  | 消費者庁   |                             | 食品表示に関する<br>一元的な法律につ<br>いて、平成24年度<br>中の法案提出を目<br>指します。                                     |            |
|                | 食品表示<br>一元化 | 70     | 加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。  |  |                             | 継続的に実施しま<br>す。   |            |
|                |             | 75     | 遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。  | 消費者庁   |                             | 引き続き検討します。   |            |
|                |             | 79     | 食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。   | 消費者庁<br>警察庁<br>農林水産省   |                             | 継続的に実施しま<br>す。   |            |
|                |             | 41     | 高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。   | 消費者庁   |                             | 継続的に実施します。   |            |
|                |             | 48     | 外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。<br>また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。   | 金融庁  |                             | 引き続き実施します。   |            |
|                |             |        | 49  | 関係省庁との緊密な連携を図り、高齢者などを狙った国民の生活を脅かす<br>悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進し、被害回復に向けた犯<br>罪収益の保全等に努めるとともに、消費生活への影響を早期に排除するた<br>め、迅速かつ機敏な対応による被害拡大防止対策を推進します。 | 警察庁                         | 消費者庁   | 継続的に実施します。 |
| 【第3回】<br>12/18 | 詐欺的<br>投資勧誘 | 51     | 融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座<br>の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進します。  | 警察庁  | 金融庁<br>警察所省<br>総務省<br>経済産業省 | 継続的に実施します。   |            |
|                |             | 60     | 未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。 | 消費者庁<br>警察庁<br>金融庁   | <i>正仍注</i> 未目               | 一部実施済み。<br>継続的に実施・引<br>き続き検討します。   |            |
|                |             | 60-2   | CO2 排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。   | 消費者庁<br>金融庁<br>経済産業省<br>環境省  |                             | 直ちに検討に着手します。   |            |

| 日程             | テーマ                | 施策番号 | 具体的施策   | 担当省庁等                | ヒアリング 対象省庁等                      | 実施時期  |
|----------------|--------------------|------|---|----------------------|----------------------------------|---|
|                |                    | 62   | 無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。   | 金融庁                  |                                  | 引き続き実施します。  |
| 【第3回】<br>12/18 | 詐欺的<br>投資勧誘        | 64   | 金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」による最終取りまとめ(「預保納付金の具体的使途について」)に基づいて事業の担い手を決定するとともに、当該担い手において事業運営の公正性・透明性が確保された上で、両事業が速やかに開始され、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、適切な対応を行います。また、被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。 | 金融庁<br>財務省           | 消費者庁<br>金警察務務<br>総法済<br>経済<br>経済 | 前段について、継続<br>的に実施します。<br>一部実施します。<br>後段について、引き続き検討します。                                  |
|                |                    | 66   | 金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込め詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。  | 警察庁<br>金融庁           |                                  | 継続的に実施します。  |
|                | 脱法(違<br>法)ドラッ<br>グ | 37-2 | いわゆる脱法ドラッグ(違法ドラッグを含む)の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。  | 関係省庁等                | 消費者庁<br>厚生労働省<br>警察庁             | 引き続き実施します。  |
|                | 住宅用太陽光発電システム       | 40   | 一定の水準や合理性を満たしている民間サービス事業者に対して、サービス品質や信頼性を確保し、消費者が安心してサービスを利用できるよう、第三者が認証を与える制度の普及促進についてフォローアップを行います。既に制度が運用されているエステティック業、結婚相手紹介サービス業については運用上の課題を把握するとともに、必要に応じて助言を行います。また、消費生活センターなどに寄せられる苦情相談件数が増加している業界を中心に、制度導入の必要性について業界団体などとともに検討します。  | 経済産業省                | 消費者庁経済産業省                        | 前段について、継続的に実施します。<br>後段について、引き続き検討します。  |
|                |                    | 41   | 高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。   | 消費者庁                 |                                  | 継続的に実施します。  |
|                |                    | 45   | 改正割賦販売法を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、同法の運用を通じて適切な対応を進めます。  | 経済産業省                |                                  | 継続的に実施します。  |
| 【第4回】<br>12/25 |                    | 80   | 景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡<br>充を図ります。   | 消費者庁                 |                                  | 継続的に実施しま<br>す。  |
|                |                    | 41   | 高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。   | 消費者庁                 |                                  | 継続的に実施します。  |
|                | 特定商<br>取引法         | 43   | 特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。<br>消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。   | 消費者庁<br>関係省庁等        | 消費者庁                             | 関係省庁における<br>執行状況の随時取<br>りまとめ、公表につ<br>いては、平成22 年<br>反早期に開始し、以<br>降継続的に実施しま<br>す。         |
|                | <b>以ら</b> が表       | 44-2 | 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。<br>その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。   | 消費者庁<br>警察庁<br>経済産業省 |                                  | 実施済み。<br>(被害実態を把握し<br>た上、貴金属等の訪問買取りを行う事業<br>者が留意すべき点を<br>公表した他、注意喚<br>起等を実施。)<br>一部実施済み |

#### 消費者基本計画の検証·評価·監視にかかるヒアリング対象施策 (第119回~第122回消費者委員会)

#### 1.第119回委員会(5月7日(火))

| テーマ(平成25年2月26日消費者委員会意見)  | 施策番号 | 具体的施策   | 実施時期       | 担当省庁等                              | ヒアリング<br>対象省庁等                          |
|--|------|---|------------|------------------------------------|---|
| 【食品と放射能に関するリスクコミュニケーション】<br>食品と放射能に関する消費者理解増進を図るため、これまでの取組の効果や課題等について検証・ |      | 関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。<br>消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。                          | 継続的に実施します。 | 消費者庁<br>食品安全委員省<br>厚生生労働産省<br>農林境省 | 消費者庁                                    |
| 評価を行い、関係省庁等による密接な連携の下で取組をさらに強化するための方策を計画の具体的施策等に明記されたい。                  | 21-2 | 食品と放射能に関する消費者理解の増進を推進します。<br>消費者庁内に設置された「食品と放射能に関する消費者理解<br>増進チーム」において、放射能に関する消費者の意識調査や生<br>産者を含めた事業者からのヒアリング等により、食品の風評被害<br>の実態を把握し、その結果を踏まえ、消費者理解の増進に必要<br>な措置を講じ、風評被害の払拭を図ります。 | 継続的に実施します。 | 消費者庁                               | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |

#### 2.第120回委員会(5月14日(火))

| 2.第120回委員会(5月14日(火))  |      |   |   |               |                |  |  |  |  |
|---|------|---|---|---------------|----------------|--|--|--|--|
| テーマ(平成25年2月26日消費者委員会意見)   | 施策番号 | 具体的施策   | 実施時期  | 担当省庁等         | ヒアリング<br>対象省庁等 |  |  |  |  |
| [リコール情報等の周知・徹底] リコール情報や注意喚起情報を的確かつわかりやす(消費者に伝える仕組みの構築に向けて、当委員会が「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」(平成25年2月)において指摘した各課題(行政機関・販売事業者・リコール情報サイト等を通じた消費者に対するリコール情報を含む注意喚起情報の周知・提供の強化、製品安全に係る消費者教育・啓発の充実等)を具体的かつ効果的に実施するための方策を計画の具体的施策等に明記されたい。 | 7    | リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。<br>また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやす<br>く周知する方策について検討します。  | 一部実施済み。<br>サイトの利用状況を<br>把握し、機能改善等<br>を検討します。  | 消費者庁<br>関係省庁等 | 消費者庁           |  |  |  |  |
|   | 55   | 既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の<br>観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点<br>から、保証・保険制度を充実させるとともに、これらの制度の周知<br>を図ります。また、保険を利用する登録事業者の情報をウエブサ<br>イトで公表します。  | 継続的に実施します。                                    | 国土交通省         |                |  |  |  |  |
| 【住宅リフォーム】   | 56   | リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、<br>工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が<br>事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工<br>事の内容や価格、事業者に確認すべき点等のアドバイスを行い。<br>ます。また、リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、書<br>面による契約の徹底、工事の内容や規模に応じ、工事の種別ご<br>とにその経費の内訳を明らかにした見積りの実施及び見積書の<br>交付を促進するための方策を検討します。   | 前段については、継続的に実施します。<br>後段については、平成25年度に検討を行います。 | 国土交通省         |                |  |  |  |  |
| 住宅リフォーム工事に係るトラブルを回避し、消費者が適正な価格で希望するリフォーム工事を行えるよう、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内駅を明らかにした見積りを実施すること及び見積書の交付を義務化することの要否について  | 104  | 消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウエブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図ります。   | 継続的に実施します。                                    | 国土交通省         | 国土交通省          |  |  |  |  |
| 検討し、必要な措置を講じる旨を計画の具体的施策<br>等に明記されたい。  | 117  | 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。 フフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による専門家相談の実績の整理・分析を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。 | 継続的に実施しま<br>す。                                | 国土交通省         |                |  |  |  |  |

#### 3. 第121回委員会(5月21日(火))

| テーマ(平成25年2月26日消費者委員会意見)  | 施策番号  | 具体的施策   | 実施時期  | 担当省庁等             | ヒアリング<br>対象省庁等        |
|--|-------|---|---|-------------------|-----------------------|
| 【有料老人ホーム等】<br>有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把  | 58    | 有料老人ホーム等に係る表示の適正化、人居契約の適正化、<br>関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。  | 実施済み。<br>(法改正を行うととも<br>に周知を行うこととし<br>た。)                                      | 厚生労働省             |                       |
| 握い、償却についての透明性をさらに高めるための方<br>策を含めた人居一時金の在り方について検証・評価<br>を行い、その結果を踏まえ、必要となる方策を計画の<br>具体的施策等に明記されたい。<br>有料老人ホーム等におけるスプリンクラー等の消  | 58-2  | 有料老人ホーム等に係る人居一時金の実態を把握し、償却についての透明性を更に高めるための方策も含め、入居一時金の在り方について検討します。  | 引き続き検討します。  | 厚生労働省             | 厚生労働省<br>総務省(消防<br>庁) |
| 防設備等の設置状況の実態を把握するとともに、その結果を踏まえ、必要な改善策を講じる旨を計画の<br>具体的施策等に明記されたい。   | 173   | 小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置<br>状況や防火管理状況等の実態を踏まえ、必要な対策を検討しま<br>す。   | 引き続き検討を行います。  | 総務省(消防庁)<br>厚生労働省 |                       |
| 【自動車リコール】<br>事業者の不適切な対応等により自動車リコールの<br>届出が遅延する事例が発生したことを踏まえ、当委員<br>会が「自動車リコール制度に関する建議」(平成22年8<br>月)において指摘した技術検証及び監査方針の見直<br>しに係る課題について、取組をさらに強化する観点か<br>ら再度検討を行い、必要な方策を計画の具体的施策<br>等に明記されたい。                               | 8     | 自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。 さらに、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ボットラインの周知・近報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施します。また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。 | 継続的に実施します。  | 国土交通省             | 国土交通省                 |
| 【エステ・美容医療サービス】 「医療機関のホームページに関するガイドライン」に<br>ついて、平成25年3月末時点までの美容医療サービスにおける遵守状況の検証・評価を行い、一定の改   | 39    | エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学術会議の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。<br>施設における衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理を進めるためのマニュアルの整備等、施術者、店舗の参考となる情報提供に努めていきます。  | 継続的に実施します。  | 厚生労働省             |                       |
| 善が見られない場合には、医療機関のホームページにおける表示を医療に関する広告とみなすなどの法規制も含めた表示適正化の実効性を担保する措置を実施する旨を計画の具体的施策等に明記されたい、<br>美容医療サービス(審美歯科を含む。以下同じ。)を利用する消費者(患者)への説明責任の徹底を図る観点から、平成25年3月末時点までの消費者(患者)   | 39-2  | 美容医療、歯科インブラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。また、患者に対する説明及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、対応を検討します。  | 引き続き実施します。  | 厚生労働省             |                       |
| に対する事前説明及びその同意に係る消費者トラブルの発生状況についての検証・評価を行い、美容医療サービスに特化した事前説明の指針の策定など、必要となる方策を計画の具体的施策等に明記されたい。   | 39-3  | まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、措置を講じます。  | できる限り早期に結論を得ます。   | 厚生労働省             | 厚生労働省<br>消費者庁         |
| (なお、以上については、次回の「消費者基本計画の検証・評価・監視」において、検証・評価した結果を報告していただきたい。) まつ毛エクステンションに係る安全を確保するため、厚生労働省の「生活衛生関係営業等衛生問題検討会。において優先して検討すべきとされた安全性についての消費者への情報提供の在り方や施術者への教育プログラムの開発について早期に結論を得た  | 43    | 特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連<br>法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行<br>うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さら<br>に、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを<br>行います。<br>消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各<br>省庁の具体的な取組を促します。   | 関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成22年度早期に開始し、以降継続的に実施します。                        | 消費者庁関係省庁等         |                       |
| 上で、必要となる方策を計画の具体的施策等に明記されたい。(厚生労働省)  | 153-3 | 平成24年9月に作成した医療機関ホームページガイドラインに<br>ついて、国民・患者・関係団体等への周知徹底を行い、関係団体<br>等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況<br>の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には必要<br>な措置の検討を行います。   | 平成25年度に実施し<br>ます。   | 厚生労働省             |                       |
| 【情報通信分野における個人情報保護】<br>情報通信分野における下記の事項に関するこれまでの取組や課題等について検証・評価を行った上で、必要となる方策を計画の具体的施策等に明記されたい。<br>(中略)・情報通信技術の進展に伴う個人情報・ブライバシー保護に関する新たな課題(スマートフォンアブリを通じて取得される利用者情報の取扱いやインターネット等を通じて集積される大量のパーソナルデータの取扱い(共同利用のあり方を含む。)等)への対応 | 176   | 情報通信技術の進展を踏まえ、ブライバシー保護等に配慮しつつ、パーソナルデータ(個人に関する情報)のネットワーク上での利用・流通を促進します。 急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォンブライバシー イニシアティブ」(平成24年8月)を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、ブライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。   | 「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」における検討(平成25年7月を目途に取りまとめを行う子定)を踏まえ、実施します。<br>継続して実施します。 | 総務省関係省庁等          | 総務省<br>経済産業省          |

#### 4. 第122回委員会(5月28日(火))

| テーマ(平成25年2月26日消費者委員会意見)   | 施策番号 | 具体的施策 | 実施時期  | 担当省庁等                            | ヒアリング<br>対象省庁等 |
|---|------|-------|---|----------------------------------|----------------|
| 【公共料金等】 より消費者の視点に立った公共料金制度を構築するため、公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の妥当性を確保するためのこれまでの取組の成果や課題等について、当委員会の「公共料金等専門調査会」の場を活用しつつ検証・評価を行うとともに、これらの課題について関係省庁等が一体となって検討を進める旨を計画の具体的施策等に明記されたい。 |      |       | 一部実施済み<br>引き続き、公共料金<br>等の決定通程の透<br>明性を確保するた<br>め、継続的に実施し<br>ます。 | 消費者庁<br>消費者委員会<br>各公共料金等所<br>管省庁 | 消費者庁           |

#### 消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価 及び計画の見直しに向けての意見

平成25年2月26日消費者委員会

消費者基本法においては、消費者基本計画(以下、「計画」という。)の検証・評価・監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとする場合には、消費者委員会の意見を聴かなければならないとされている。このため当委員会としては、計画の実施状況や計画に盛り込むべき新たな課題等に係る検討を調査審議の重要な柱の一つと位置づけてきており、昨年12月の委員会においても、計画中の具体的施策の平成24年度前半における実施状況や今後の取組方針等について、関係省庁等からのヒアリングを計4回にわたって行ったところである。

当委員会としては、本関係省庁等ヒアリングの結果や当委員会が最近行った意見表明の内容等を踏まえ、計画の実施状況に係る検証・評価において特に留意すべき事項や計画の見直しに向けて具体的に検討すべき課題について、下記の通り意見を述べる。関係省庁等におかれては、計画の実施状況に関する検証・評価や計画の見直しに向けて、下記の各項目について十分に検討の上、可能な限り改定計画に反映されたい。

なお、今回の計画の検証・評価及び見直しについては、消費者庁及び消費者委員会の発足後3年が経過したことを踏まえ、創設時の理念に立ち返って、計画におけるこれまでの取組を総括的に検証・評価し、平成26年度末までの計画期間中の重点施策を示して、今後の取組を推進していく必要がある。このため、関係省庁等におかれては、「消費者白書」のとりまとめ作業とも連携しつつ、これまでの取組の効果や課題等について十分な検証・評価を行うとともに、消費者政策の分野ごとの重点施策やその計画期間中における実施スケジュールを明示すること等により、より実効性のある計画へと改定されたい。

当委員会においては、今後、政府がとりまとめる計画の改定案について、重点施策を中心 に再度ヒアリングを行い、本意見の内容が適切に反映されているか等を検証した上で、改定 計画のとりまとめに向けた意見表明を行うことを予定している。

記

1.消費者安全行政(施策番号 4、7、12、13-2、13-2-2 関係、又は新規施策)

消費者事故の発生・拡大防止に向けて、関係省庁等による密接な連携の下、消費者安全 法等に基づき収集する事故情報の拡大やその分析・活用の強化に引き続き取り組むとと もに、これらの取組による効果や課題等について検証・評価を行い、より効果的な運用 に努められたい。(消費者庁、関係省庁等)

リコール情報や注意喚起情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築に 向けて、当委員会が「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策につい ての建議」(平成25年2月)において指摘した各課題(行政機関・販売事業者・リコール情報サイト等を通じた消費者に対するリコール情報を含む注意喚起情報の周知・提供の強化、製品安全に係る消費者教育・啓発の充実等)を具体的かつ効果的に実施するための方策を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、経済産業省、関係省庁等)昨年10月に事故原因の究明、再発・拡大防止策の検討等を行うことを目的として消費者安全調査委員会が発足したことを踏まえ、同委員会が期待された役割を適切に果たすための体制整備や取組方針等について計画の具体的施策等に明記するとともに、調査審議の透明性を向上し、消費者等への情報提供を強化するための方策を引き続き検討されたい。(消費者庁、関係省庁等)

#### 2. 個別分野のリコール制度(施策番号8、27関係)

事業者の不適切な対応等により自動車リコールの届出が遅延する事例が発生したことを踏まえ、当委員会が「自動車リコール制度に関する建議」(平成22年8月)において指摘した技術検証及び監査方針の見直しに係る課題について、取組をさらに強化する観点から再度検討を行い、必要な方策を計画の具体的施策等に明記されたい。(国土交通省)

食品のリコール社告を通じた消費者への情報提供の適正化を図るため、食品事業者団体に対する文書を通じた周知等、これまでの取組による効果や課題等について検証・評価を行い、必要な改善策を計画の具体的施策等に明記されたい。(農林水産省)

#### 3. エレベーター事故(施策番号 15 関係)

エレベーター事故が多発していることを踏まえ、事故原因の究明を徹底するとともに、これまでの再発防止策(特に既設のエレベーターへの対策)について再度十分な検証・評価を行い、同種の事故の再発を確実に防止するための方策を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、国土交通省)

4. 食品の安全性に関するリスクコミュニケーション(施策番号 21 関係)

食品と放射能に関する消費者理解増進を図るため、これまでの取組の効果や課題等について検証・評価を行い、関係省庁等による密接な連携の下で取組をさらに強化するための方策を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省)

#### 5. 脱法(違法)ドラッグ(施策番号37-2関係)

脱法(違法)ドラッグを市場から排除するため、薬物乱用対策推進会議において決定された「合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策」(平成24年8月)に基づく取組の効果や課題等について検証・評価を行うとともに、当委員会が「違法ドラッグ対策に関する提言」(平成24年4月)において指摘した「包括指定」の導入や取締り体制の強化等の方策について、着実に実施・推進する旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、内閣府、厚生労働省、警察庁、関係省庁等)

6.エステ・美容医療サービス (施策番号 39、39-2、39-3、43、153-3 関係)

「医療機関のホームページに関するガイドライン」について、平成 25 年 3 月末時点までの美容医療サービスにおける遵守状況の検証・評価を行い、一定の改善が見られない場合には、医療機関のホームページにおける表示を医療に関する広告とみなすなどの法規制も含めた表示適正化の実効性を担保する措置を実施する旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(厚生労働省)

美容医療サービス(審美歯科を含む。以下同じ。)を利用する消費者(患者)への説明責任の徹底を図る観点から、平成25年3月末時点までの消費者(患者)に対する事前説明及びその同意に係る消費者トラブルの発生状況についての検証・評価を行い、美容医療サービスに特化した事前説明の指針の策定など、必要となる方策を計画の具体的施策等に明記されたい。(厚生労働省)

(なお、以上については、次回の「消費者基本計画の検証・評価・監視」において、検証・ 評価した結果を報告していただきたい。)

まつ毛エクステンションに係る安全を確保するため、厚生労働省の「生活衛生関係営業 等衛生問題検討会」において優先して検討すべきとされた安全性についての消費者への 情報提供の在り方や施術者への教育プログラムの開発について早期に結論を得た上で、 必要となる方策を計画の具体的施策等に明記されたい。(厚生労働省)

- 7.住宅用太陽光発電システム(施策番号 40、41、45、80 関係、又は新規施策) 住宅用太陽光発電システムの販売の適正化を図るため、引き続き関係法令の厳正な執行・運用に努め、PV 施工士認定制度の適切な運用を通じて業界全体の施工品質水準の確保・向上を図るとともに、設置工事の詳細見積りや発電見込量等を事前に書面で交付させること、勧誘の際に補助金等の説明を行う場合には書面により行わせること等の措置を検討し、必要となる方策を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、経済産業省)
- 8. 詐欺的投資勧誘(施策番号 41、48、49、51、60、60 2、62、64、66 関係、又は新規施策)

高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘の被害の未然防止・拡大防止、被害回復の迅速化を 図るため、これまでの取組の効果や課題等について検証・評価を行うとともに、関係省 庁等が密接に連携しつつ、下記の事項に積極的に取り組む旨を計画の具体的施策等に明 記されたい。

- ・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、改正消費者安全法等の執行力の強化を図ること。(消費者庁、金融庁、警察庁)
- ・関係機関の密接な連携・協力により、引き続き消費者に対する注意喚起・啓発の強化 を図ること。(消費者庁、金融庁、警察庁)
- ・詐欺的商法のツールとして使われることが多いとされるレンタル電話・IP 電話、バーチャル・オフィスへの対応や、法人登記事項の真実性確保のための措置等について、これらツールが悪用されている状況についての実態把握を行った上で、所要の方策を検討すること。(警察庁、総務省、法務省)

- ・犯罪収益移転防止法の厳正な執行を通じて、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者及び郵便物受取サービス業者による本人確認等の徹底を図ること。(警察庁、総務省、経済産業省)
- ・預金口座等が振り込め詐欺等の犯罪に利用されているとの疑いがあること等が判明した場合、速やかに振り込め詐欺救済法に基づく口座凍結が行われるよう積極的に情報 提供を行うとともに、同法に基づく口座凍結が迅速かつ適切に行われるよう金融機関 を指導すること。(警察庁、金融庁)

(なお、当委員会では、詐欺的な投資勧誘に係る被害の未然防止・拡大防止等を図るための制度整備や使用されるツールに関する規制の在り方等について、建議等に向け引き続き検討していく。)

医療機関債に係る消費者被害の拡大・再発を防止するため、当委員会の「医療機関債に関する消費者問題についての提言」(平成24年9月)における指摘事項に基づき実施する具体的な方策を明らかにした上で、迅速に取組を進める旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、厚生労働省)

#### 9. 特定商取引法(施策番号 41、43、44-2 関係)

貴金属をはじめとする訪問購入に係る消費者被害を防止するため、改正特定商取引法の 厳正な執行に取り組むとともに、訪問購入規制の対象外となる物品等を中心に、消費者 被害の発生状況についての実態把握を重点的に行い、被害の拡大が認められる場合には 必要な見直しを機動的に行う旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、警 察庁、経済産業省)

国・都道府県を通じた法執行体制の強化に引き続き取り組むとともに、指定権利制のすき間や適用除外業種等における消費者被害の発生状況について十分な検証・評価を行い、いわゆる「5年後の抜本的な見直し」に向けた具体的な取組方針やスケジュールを可能な限り明らかにされたい。(消費者庁、関係省庁等)

#### 10.消費者契約法(施策番号 42 関係)

消費者契約法の改正に向けて、法制審議会の民法(債権関係)の改正に関する中間試案 や当委員会の「消費者契約法に関する調査作業チーム」による論点整理の中間報告の内 容等を踏まえつつ、できるだけ早期に課題や問題点等の整理に着手する旨を計画の具体 的施策等に明記されたい。(消費者庁)

#### 11. 改正貸金業法(施策番号 46、63、111 関係)

多重債務者対策本部において決定された「多重債務問題改善プログラム」(平成 19 年 4 月)等を通じたこれまでの取組の効果や課題等について検証・評価を行うとともに、セーフティネット貸付の拡充、相談窓口の強化と消費者への周知、ヤミ金融の取締り強化等を図るための施策についてさらに検討を進める旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、金融庁、警察庁、厚生労働省、関係省庁等)

12.住宅リフォーム(施策番号 55、56、104、117 関係、又は新規施策)

住宅リフォーム工事に係るトラブルを回避し、消費者が適正な価格で希望するリフォーム工事を行えるよう、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを実施すること、及び見積書の交付を義務化することの要否について検討し、必要な措置を講じる旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(国土交通省)

#### 13. 有料老人ホーム(施策番号 58、58 - 2 関係)

有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把握し、償却についての透明性をさらに高めるための方策を含めた入居一時金の在り方について検証・評価を行い、その結果を踏まえ、必要となる方策を計画の具体的施策等に明記されたい。(厚生労働省)

有料老人ホーム等におけるスプリンクラー等の消防設備等の設置状況の実態を把握するとともに、その結果を踏まえ、必要な改善策を講じる旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(総務省(消防庁)、厚生労働省)

#### 14.企画旅行の安全性(施策番号 59 関係)

企画旅行の安全性の向上を図るため、これまでの旅行業法の執行体制や同法に基づく旅 行業者への監督・指導等の在り方について検証・評価を行い、その結果を踏まえ、必要 な改善策を講じる旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(国土交通省(観光庁))

#### 15. 公共料金(施策番号 67-2 関係)

より消費者の視点に立った公共料金制度を構築するため、公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の妥当性を確保するためのこれまでの取組の成果や課題等について、当委員会の「公共料金等専門調査会」の場を活用しつつ検証・評価を行うとともに、これらの課題について関係省庁等が一体となって検討を進める旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、各公共料金等所管省庁)

#### 16. 食品表示一元化(施策番号 69、70、75、78、79 関係)

食品表示に関する一元的な法律について、今通常国会への法案提出に向けて着実に作業を進めるとともに、同法の執行力を強化するための具体的な方策について明らかにされたい。

今後の検討課題とされている加工食品の原料原産地表示、遺伝子組換え食品、添加物表示、中食・外食・インターネット販売の取扱い等について、実態調査等を踏まえて早期に課題や問題点等の整理を行い、今後の取組方針やスケジュールを可能な限り明らかにされたい。(消費者庁)

食品表示の信頼性の向上に向けて、一元化の対象とならなかった関連法令(景品表示法等)も含めて、関係機関との密接な連携の下、事業者への適切な指導・監督や執行強化に引き続き取り組むとともに、これらの取組による効果や課題等について検証・評価を行い、より効果的な運用に努められたい。(消費者庁、警察庁、農林水産省、関係省庁等)

食品表示制度に対する消費者の理解を向上するため、消費者教育や食育と連携しつつ、

具体的な取組を進める旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、関係省庁等)

17.健康食品の表示等(施策番号 76、77 関係)

消費者が正しい情報に基づき適切に健康食品の利用の要否や適否を判断できる環境整備を行うため、当委員会が「『健康食品』の表示等の在り方に関する建議」(平成 25 年 1月)において指摘した各課題(健康食品の表示・広告の適正化に向けた取組の強化、健康食品の安全性に関する取組の推進、健康食品の機能性の表示に関する検討、及び健康食品の特性等に関する消費者理解の促進等)に対応するための方策を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、厚生労働省)

- 18.消費者教育・啓発(施策番号 87、90、93、94、95、96、97、98 関係、又は新規施策) 「消費者教育の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、当委員会が「消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見」(平成 24 年 12 月)において指摘した各事項を十分尊重した上で「基本方針」を策定するとともに、関係省庁等による密接な連携の下、基本方針に沿って効果的に消費者教育を推進するため、計画の具体的施策等について必要な整理・追加等を行われたい。(消費者庁、文部科学省、関係省庁等)消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが重要である下記のような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的に取り組む旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、関係省庁等)
  - ・消費者自身の意識改革による社会問題への対応(食品ロスの削減、節電、予防医療、 CSA(提携農業)等)
  - ・消費者と事業者との協働支援(事業者の商品企画・開発への消費者の参画等)
  - ・消費者と行政の一体的な取組による悪質業者の排除等
- 19. 消費者被害救済制度(施策番号 110 関係)

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の早期実現に向けて、今通常国会への法案提出に向けて着実に作業を進められたい。あわせて、特定適格消費者団体の設立支援や消費者・事業者(団体)等への周知等、同制度が有効かつ適切に活用されるための方策について検討・実施する旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、法務省)「財産の隠匿・散逸防止策」や「行政による経済的不利益賦課制度」の具体的な在り方やその実現のための方策について、できるだけ早期に成案を得た上で、必要な措置を講じる旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、法務省)

20.地方消費者行政(施策番号 121・122、122-2、123、124、126 関係)

「地方消費者行政活性化基金」等を通じたこれまでの自治体への支援策の効果や課題等について検証・評価を行うとともに、当委員会が「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」(平成24年7月)等において指摘した各課題(基金終了後における地方消費者行政の体制維持のために必要な財源の確保、消費生活相談員の雇止めの抑止や相談員資格の法的位置づけの明確化等を通じた処遇

改善等)への取組方針について、可能な限り明らかにされたい。(消費者庁、総務省、 関係省庁等)

#### 21. 公益通報者保護法(施策番号 130 関係)

当委員会の「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」(平成23年3月)を受けて実施している法や通報処理制度の実態調査結果等に基づき検証・評価を行った上で、同制度のより効果的な運用を促すための方策について、計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁)

- 22.情報通信(施策番号 153-2、160、161、164、165 関係、又は新規施策) 当委員会の「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」(平成 24 年 12 月) における指摘事項を踏まえ、代理店を含む電気通信事業者による自主基準等の遵守の徹 底を図るとともに、状況が改善しない場合には、法令改正を含めて必要な措置を検討し 確実に実施する旨を計画の具体的施策等に明記されたい。(消費者庁、総務省) 情報通信分野における下記の事項に関するこれまでの取組や課題等について検証・評価 を行った上で、必要となる方策を計画の具体的施策等に明記されたい。
  - ・詐欺的「サクラサイト」商法等のインターネット取引をめぐる消費者トラブルへの対応(消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、経済産業省)
  - ・情報通信技術の進展に伴う個人情報・プライバシー保護に関する新たな課題(スマートフォンアプリを通じて取得される利用者情報の取扱いやインターネット等を通じて集積される大量のパーソナルデータの取扱い(共同利用のあり方を含む。)等)への対応(総務省、経済産業省)

(以上)

#### 消費者基本計画の改定素案(平成25年4月)等に対する意見

平成 25 年 5 月 28 日 消費者委員会

当委員会は、消費者基本計画(以下、「計画」という。)の検証・評価及び見直しに係る関係省庁等の作業に先立つ本年2月26日に「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見」を取りまとめ、本意見の内容を可能な限り改定計画に反映することを求めてきた。

今般とりまとめられた計画の改定素案には、「消費者力向上の総合的支援」、「地域力の強化」、「消費者の信頼の確保」による3つの柱立ての下、18項目からなる重点施策が新たに示されており、当委員会が上記意見において指摘した課題の多くが重点施策として位置づけられている。また、従来からの具体的施策等の見直しにも上記意見の趣旨が一定程度反映されており、当委員会としては、今般の計画の改定素案等の内容について、総じて高く評価するものである。

その上で、当委員会としては、この5月に計3回にわたって行った関係省庁等からのヒアリング結果や、今後、計画に基づく取組をより効果的に推進するための課題等を踏まえ、計画の改定素案等に対して、下記の通り意見を述べる。関係省庁等におかれては、計画の原案の取りまとめに向けて、下記の各項目について検討の上、修正・追加等が必要なものについては計画の重点施策や具体的施策等に反映されたい。あわせて、本年2月26日付け当委員会意見に盛り込んだ各項目についても再度検討を行い、同様の対応をとられたい。

当委員会としては、本意見の計画への反映状況やその後の実施状況等について引き続き監視を行い、消費者被害の状況が深刻なものや取組が不十分と考えられるもの等については、計画の検証・評価・監視に係る関係省庁ヒアリング等の場で改めて取り上げていくとともに、必要に応じて建議・提言等を行っていくこととする。

記

#### 1. 改定計画全般に関する事項

今般の計画の検証・評価及び見直しにおける最大の課題は、 計画におけるこれまでの 取組を総括的に検証・評価し、 平成 26 年度末までの計画期間中の重点施策を示すこと にあることを踏まえ、以下の事項について検討の上、必要な修正・追加等を行われたい。

#### 「総括的な検証・評価」の拡充

改定計画とあわせて作成されている「施策別整理表」には、計画の具体的施策に関する実施状況等が記載されているが、その記載内容については施策ごとに濃淡があり、計画におけるこれまでの取組の総括的な検証・評価としては必ずしも十分でないものも見受けられる。計画を起点とする PDCA サイクル」を回していくためには、取組の進捗や

<sup>1</sup> 計画 (Plan) 実行 (Do) 検証・評価 (Check) 改善 (Act) の 4 段階を繰り返すことによって、事

成果、課題等についての検証・評価とそれを踏まえた取組の改善が極めて重要であることから、不十分なものについては記載内容を拡充し、今般の計画見直し結果の根拠を十分に説明されたい。

#### 重点施策の実施工程の具体化等

今般の改定計画で新たに盛り込まれた重点施策については、平成 26 年度末までの計画期間中の年度ごとの実施工程が明示されたことが評価されるが、概括的な記述にとどまるものが多く、当事者以外には具体的な取組内容が判然としないのではないかとの懸念が残る。重点施策についての今後の取組方針を明確化するため、その実施工程をより具体的かつ分かりやすく記載されたい。

#### 2.個別施策に関する事項

(1)リコール情報の周知・徹底(重点施策1、施策番号7関係)

改定計画に盛り込まれた施策について、優先順位を明確化した上で取組の速やかな具体化を図るとともに、施策の進捗や効果について継続的に検証を行い、取組のさらなる 改善に努められたい。(消費者庁、経済産業省、関係省庁等)

(2)自動車リコール(重点施策1、施策番号8関係)

消費者の安全確保の観点から、改定計画に盛り込まれた再リコール事案における技術 検証の的確な実施、並びに自動車メーカー等が行うリコール業務への監査等を通じた適 切な確認・指導等の取組を徹底されたい。(国土交通省)

(3) 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション(重点施策 2、施策番号 21、21 - 2 関係)

消費者に正しい知識や理解に基づく合理的な選択を促すためには、信頼できる正確な情報を徹底的に開示することが取組の基本となることに十分留意した上で、施策を推進されたい。(消費者庁、食品安全委員会、外務省、厚生労働省、農林水産省、復興庁)

(4)公共料金(重点施策4、施策番号67-2関係)

当委員会の公共料金等専門調査会で行われている公共料金の在り方に関する調査審議 の成果も踏まえ、公共料金決定過程の実質的な消費者参画の確保、透明性の確保及び 料金適正化の確保に向け、具体的なスケジュールを示しつつ、その取組を強化してい く旨を明記されたい。(消費者庁、各公共料金等所管省庁)

(5)健康食品の表示等(重点施策6、施策番号76、77関係)

当委員会の「『健康食品』の表示等の在り方に関する建議」(平成 25 年 1 月)を踏まえ、健康増進法、景品表示法等の執行強化に向けた取組等、改定計画に盛り込まれた施策を速やかに実施されたい。また、健康食品の機能性の表示を検討する場合には、適切な科学的手法による機能性の評価、正しい情報提供及び十分な消費者理解を十分

業の継続的な改善を図ること。

確保するものとされたい。(消費者庁、厚生労働省)

(6)消費者教育・啓発(重点施策7、施策番号87、87-2、90、92、93、94、95、96、97、98 関係)

現在、政府が策定を進めている「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)に基づく取組を改定計画に位置づけるとともに、現時点で基本方針案に盛り込まれなかった具体策についての検討スケジュールを可能な限り明確化されたい。

基本方針の策定を受けて、今後、各地方自治体等において「消費者教育推進計画」の 策定や地域協議会の設置・運営等の取組が本格化することを踏まえ、地方消費者行政の 充実・強化策との連携を図りつつ、国が地方自治体等における取組を積極的に支援する 旨をより明確に記述されたい。

(以上、消費者庁、文部科学省、関係省庁等)

(7)地方消費者行政(重点施策10、施策番号121・122関係)

当委員会の地方消費者行政専門調査会で行われている地方消費者行政の現状分析や国・都道府県・基礎自治体の役割分担に関する調査審議の成果も踏まえ、地方消費者行政が中期的に目指すべき姿や国からの支援のあり方等について引き続き検討されたい。(消費者庁、関係省庁等)

(8) エステ・美容医療(重点施策 14、施策番号 39、39 - 2、39 - 3、153 - 3 関係)

「医療機関のホームページに関するガイドライン」の遵守状況について、平成 25 年度中に一定の改善が見られない場合には、美容医療機関等のホームページにおける表示を医療に関する広告とみなすなどの法規制も含めた表示適正化の実効性を担保するための措置を検討する旨を明確に記述されたい。

美容医療サービス等における消費者(患者)への事前説明(消費者取引に関する内容を含む。以下同じ。)や同意に係る消費者トラブルの実態把握と分析を速やかに実施するとともに、必要に応じ消費者庁と協力しつつ、美容医療サービス等に係る事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針の策定について検討する旨を明確に記述されたい。

(以上、厚生労働省)

(なお、本件については、当委員会において引き続き検討することとしたい。)

(9) 詐欺的投資勧誘対策(重点施策 16、施策番号 41、48、49、51、60、60 - 2、60 - 3、62、64、66、153 - 2 関係)

高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘による被害の未然防止・拡大防止、被害回復の迅速化を図るため、下記の事項に積極的に取り組むことを明確化されたい。

- ・金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法等の厳正な執行を行うこと。 (消費者庁、金融庁、警察庁)
- ・携帯電話不正利用防止法、犯罪収益移転防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等

による詐欺的投資勧誘に係る犯罪ツール対策を強化すること。(警察庁、金融庁、総 務省、法務省、経済産業省、国土交通省)

特定商取引法について、指定権利制を含む諸課題の検討を進められたい。(消費者庁、 関係省庁等)

(なお、本件については、当委員会において引き続き検討を行い、意見表明を行う予定である。)

#### (10) 有料老人ホーム等(重点施策 17、施策番号 58、58 - 2、173 関係)

有料老人ホーム等における入居一時金については、想定居住期間等の実態を把握し、 償却についての透明性をさらに高めるための方策について、早期に検討を進める旨を 明記されたい。(厚生労働省)

改定計画に盛り込まれた有料老人ホーム等におけるスプリンクラー等の消防用設備等の実態を踏まえた検討を速やかに行い、必要な対策を講じられたい。(総務省(消防庁)、厚生労働省)

#### (11) 住宅リフォーム(施策番号 55、56、104、117 関係)

住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じた工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを実施し、見積書を交付することについて、義務化することも含めて検討されたい。

リフォーム工事の瑕疵発生防止及び当該工事に瑕疵があった場合における瑕疵担保 責任の履行確保を図る観点から、リフォーム瑕疵保険制度の普及への取組をさらに強 化されたい。

(以上、国土交通省)

#### (12)情報通信分野における個人情報保護(施策番号 176 関係)

事業者がパーソナルデータ(個人に関する情報)を取得する際には消費者から適正な同意を得ること、また、取得した情報を匿名化して利用・流通させる場合には、それが個人情報保護法上の個人情報には該当しないという点をモニターし、担保することが重要である。それらの実効性を担保する仕組み等についても、関係省庁が連携を図り、個人情報保護法の在り方の見直しを含め、さらに検討を進められたい。

(総務省、経済産業省、内閣官房、消費者庁及び関係省庁等)

#### 3.今後の課題

#### (1)新計画の策定に向けた基本的な検討への着手

現行計画の計画期間は平成 26 年度末までとなっており、消費者行政を切れ目なく推進するためには、平成 27 年 3 月末までに新計画を策定することが必要である。消費者庁及び消費者委員会の発足後 2 番目となる新計画を充実した内容とし、中長期的に消費者行政を強力に推進していくため、今般新たに盛り込まれた重点施策や消費者白書の内容等を踏まえつつ、新計画の策定に向けた基本的な考え方や進め方等についての検討を早期に開始されたい。

#### (2)より実質的かつ効果的な検証・評価のあり方の検討

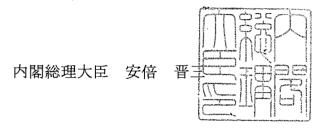
現行計画の最終年度となる来年度に行う計画の検証・評価作業は、現行計画による成果を総括し、新計画の策定に向けた検討を行う上で極めて重要となる。今般作成された「施策別整理表」の書式については、施策の実施状況の報告が主目的となっており、施策の成果や課題等についての検証・評価を行うためには必ずしも十分ではないと考えられることから、来年度の作業に向けて、より実質的かつ効果的な検証・評価を行うための手法について十分に検討されたい。

(以上)



消 政 策 第 109号 平成25年 6 月11日

消費者委員会 委員長 河上 正二 殿



「消費者基本計画」の変更に係る消費者委員会の意見聴取について

消費者基本法(昭和43年法律第78号)第9条第1項に基づく「消費者基本計画」の変更について、別添のとおり原案を作成したので、貴委員会の意見を求める。

以上

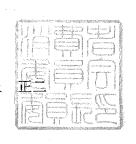
別添案は省略



府消委第159号 平成25年6月11日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会 委員長 河上



消費者基本計画の変更について

平成 25 年 6 月 11 日付け消政策第 109 号をもって当委員会に意見を求めた「消費者基本計画」の変更の案については、消費者基本法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。